



2025年6月3日

各位

会社名 豊田通商株式会社
代表者名 代表取締役副社長 岩本 秀之
(コード番号：8015 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 広報部長 三浦 伸文
(TEL. 052-584-5000)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの開始予定に関するお知らせ

当社は、本日付の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会の決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。以下同じです。）決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）を行う予定であることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、トヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）が本日付で公表した「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「豊田自動織機買付者プレスリリース」といいます。）によると、トヨタ不動産及び株式会社豊田自動織機（以下「豊田自動織機」といいます。）の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付け（下記①において定義します。）が成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部（118,095,402株、所有割合（注1）：11.19%。以下「応募対象株式」といいます。）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。

（注1）「所有割合」とは、当社が2025年4月28日に公表した「2025年3月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「2025年3月期決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,062,169,548株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（6,505,353株）を控除した株式数（1,055,664,195株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

本自己株公開買付けは、以下の各条件（以下「本前提条件」といいます。）がいずれも充足されること又は当社の裁量により放棄されることを条件として実施される予定であり、当社は、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに、その実施について正式に決議する予定です。

- ① 豊田自動織機買付者プレスリリースに記載の、トヨタ不動産が今後設立する株式会社がその発行済株式を全て所有する予定の株式会社（以下「豊田自動織機買付者」といいます。）による豊田自動織機の株券等に対する公開買付け（以下「豊田自動織機公開買付け」といいます。）が成立し、その決済が完了すること
- ② 豊田自動織機による本自己株公開買付けへの応募又は本自己株公開買付けの全部又は一部を制限又は禁止するいかなる司法・行政機関等の判断等もなされておらず、本自己株公開買付けを行うことが法令に違反することとならないこと、また、本自己株公開買付けの全部又は一部を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も司法・行政機関等に係属していないこと

豊田自動織機買付者プレスリリースによれば、トヨタ不動産は、2025年12月上旬を目途に豊田自動織機買付者が豊田自動織機公開買付けを開始することを目指しているとのことです。豊田自動織機公開買付けの実施に必要な国内外の競争当局並びに外国補助金に関するEU規則、投資規制法令等及び金融規制法令等を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、豊田自動織機公開買付け

の日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせするとのことです。また、豊田自動織機公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせするとのことです。なお、豊田自動織機公開買付けに関し、当社は、当社が所有する豊田自動織機の普通株式 15,294,053 株（豊田自動織機株式所有割合（注2）：5.09%）の全てについて、豊田自動織機公開買付けに応募する予定です。詳細については、当社が本日付で公表した「公開買付けへの応募及び当社個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」をご参照ください。

（注2）「豊田自動織機株式所有割合」とは、(i) 豊田自動織機が 2025 年 4 月 25 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の豊田自動織機の発行済株式総数（325,840,640 株）から、(ii) 同日現在豊田自動織機が所有する自己株式数（24,440,334 株）に、同社が 2025 年 5 月 7 日に公表した「自己株式の取得状況に関するお知らせ」に記載された同年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である 801,700 株及び同社が 2025 年 5 月 14 日に公表した「自己株式の取得状況および取得終了に関するお知らせ」に記載された同月 1 日から同月 12 日までの期間に同社が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である 123,300 株を加算した自己株式数（25,365,334 株）を控除した株式数（300,475,306 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

これらの点を踏まえ、当社は、2026 年 1 月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しておりますが、上記のとおり、本前提条件には、豊田自動織機公開買付けの成立及びその決済の完了が含まれるところ、これが完了する時期を正確に予想することは困難であるため、本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、基本理念を追求・実現し続ける中で到達すべき目標・道標として 2016 年 5 月に「Global Vision」を策定し、あるべき姿として「Be the Right ONE」を掲げ、代替不可能・唯一無二の存在となることを追求し続けております。「Global Vision」のもと、当社は、2024 年 4 月 30 日付で 2024 年度から 2026 年度の 3 年間で対象とする中期経営計画を策定し、株主資本に対するリターンを株主の皆様にご約束した上で成長投資をしていくという考えのもと、自己資本利益率（ROE）13%以上の維持を掲げておりました。また、株主還元の方針としては、2021 年度から 2023 年度の株主還元実績 2,260 億円を大きく超える累計 3,000 億円以上の還元を予定しておりました。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を原則としており、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。また、配当方針として、2023 年度から 2025 年度において累進配当を実施し、配当性向 30%以上を達成することに加えて、キャッシュ・フローの動向を踏まえ、追加的に機動的な総還元策を検討することを掲げております。当該方針に基づき、当社は、2024 年度は中間配当金として 1 株当たり 50 円の配当を実施し、期末配当金としては 1 株当たり 55 円の配当を計画しており、これにより、年間配当額は 1 株当たり 105 円の実施となり、連結配当性向は 30.6%となる予定です。

また、当社は、自己株式の取得について会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。もっとも、これまで当社は、2011 年 11 月 22 日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における信託方式を通じた市場買付けの方法による自己株式の取得（取得した株式の総数：745,000 株（注1）、取得価額の総額：1,004,254,700 円）を実施して以降、配当での還元や累進配当を重視して株主還元を行っていたため、取締役会の決議に基づく自己株式の取得は実施しておりませんでした。（注1）当社は、2024 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式の分割を実施しております。当該分割の効果を反映した場合、取得した株式の総数は 2,235,000 株です。

近時においてコーポレートガバナンスへの取り組みが本格化する中、当社は、株式市場からの期待も踏まえてコーポレートガバナンスの継続的な強化を図ってまいりました。具体的には、2024年6月上旬より、当社は豊田自動織機との間で双方の企業価値の最大化を図るべく、豊田自動織機との間の株式の持合いを解消することについて継続的に幅広い議論を行ってまいりました。また、2025年2月上旬より、2025年度から2027年度の3年間を対象とする中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）の具体的な検討を進めており、新中期経営計画における株主還元策（以下「新株主還元策」といいます。）については、累進配当の維持に加えて自己株式の取得を行うこと等の検討を進めてまいりました。このような中で、当社は、2025年2月28日、トヨタ不動産より、豊田自動織機の普通株式を非公開化するための一連の手續の完了を条件として豊田自動織機によって実施されるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する豊田自動織機の普通株式の自己株式取得の資金に充当するため、また、トヨタグループ（必ずしも親子会社・関連会社又は共同支配企業の関係にあるものではありませんが、トヨタ不動産、トヨタ自動車、トヨタグループ3社（株式会社デンソー、株式会社アイシン及び当社）ら合計18社（2025年3月31日現在）により構成されます。以下同じです。）各社が相互に所有する株式を売却することによって得られた資金をトヨタグループ各社において有効活用するため、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、豊田自動織機がその所有する当社普通株式を当社に売却することを、豊田自動織機に要請することを検討している旨の意向が示されました。トヨタ不動産からの連絡を受けて、当社は、トヨタ不動産の当該意向への対応についての検討を開始いたしました。検討を進める中、当社は、2025年4月10日、トヨタ不動産より、①豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が、公開買付けの方法により豊田自動織機が所有する当社普通株式を取得すること、②本自己株公開買付けにおける買付予定数は豊田自動織機が所有する当社普通株式の全部である118,095,402株（所有割合：11.19%）とすること、③本自己株公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本自己株公開買付価格」といいます。）は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して一定のディスカウントを行った金額とすること、④ただし、当該金額が一定の金額を上回る場合はその金額を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。また、当社は、2025年4月26日、トヨタ不動産より、①本自己株公開買付価格は、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額とすること、②ただし、当該金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（小数点以下四捨五入）を上回る場合はその金額（以下「本自己株公開買付上限価格」といいます。）を本自己株公開買付価格とすること、について提案を受けました。

当社は、一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合の当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、新中期経営計画の具体的な検討において、新株主還元策については、2025年度から2027年度において累進配当を継続し、自己株式取得を含む総還元性向40%以上を目指す方針を2025年4月下旬に固めたことなどを踏まえ、応募対象株式を自己株式として取得するか否か及びその取得方法についての検討を2025年5月上旬にかけて行いました。なお、新中期経営計画の内容については、当社が2025年4月30日付で公表した「中期経営計画 26/3期～28/3期」をご参照ください。

その結果、当社が応募対象株式を自己株式として取得することは、当社の基本的1株当たり当期利益（EPS）や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるという結論に至りました。また、当社は、自己株式の具体的な取得方法に関しては、株主間の平等性、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえて、十分に検討を重ねました。その上で、当社は、2025年5月上旬に、公開買付けの方法であれば、豊田自動織機以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手續により買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得の方法では、制度

上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けの方法より優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により応募対象株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

また、当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年5月から2025年4月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例（以下「参考事例」といいます。）77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%（参考事例におけるディスカウント率の計算においては小数点以下第一位を四捨五入しております。）以上10%未満が3件、ディスカウント率10%が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約7か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。なお、本自己株公開買付上限価格（3,054円）においてかかる上限数（118,095,502株）の買付け等を行う場合であっても、取得価額の総額（360,663,663,108円）は、本日時点における当社の分配可能額の範囲内であることから、本自己株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないものと考えております。また、トヨタ不動産からは、本自己株公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数が買付予定数を超え、あん分比例の方式により、豊田自動織機において想定以上の当社普通株式の残存が生じた場合には、当該残存する当社普通株式については、現状においてその具体的な手法は未定であるが、原則として速やかに売却することを豊田自動織機に対して要請する方針であるとの説明を受けております。豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機の間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402株、所有割合：11.19%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。

なお、当社の取締役である村上晃彦氏はトヨタ自動車の執行役員を2021年12月まで務めており、また、

当社の取締役であるディディエ・ルロワ氏はトヨタ自動車の完全子会社であるトヨタモーターヨーロッパ株式会社の取締役会長を兼務しているため、本自己株公開買付けに関し、利益相反のおそれ及び当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、当社の立場においてトヨタ不動産及び豊田自動織機との協議・交渉には一切参加しておりませんが、上記取締役会の書面決議においては、両氏からも書面による同意を取得しております。これは、会社法上、書面決議においては当該議案に係る事項について議決に加わることができる取締役全員の書面による同意が必要であるところ、両氏は、上記議案につき同法第 369 条第 2 項に定める特別の利害関係を有しておらず議決に加わることができるかと解される可能性があり、かかる場合には、両氏からも書面による同意を得る必要があるためです。

本自己株公開買付けに要する資金については、自己資金又は借入金により充当する予定です。なお、2025 年 3 月期決算短信に記載の 2025 年 3 月 31 日現在における当社連結ベースの現金及び現金同等物は 951,884 百万円であること、また、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、借入金を活用する場合においても当社の財務状態や配当方針に重大な影響を与えることなく返済が可能であり、当社の今後の事業運営や財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

なお、本自己株公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	118,095,502 株 (上限)	360,663,663,108 円 (上限)

(注 1) 発行済株式総数 1,062,169,548 株 (2025 年 3 月 31 日現在)。

(注 2) 取得する株式の総数 118,095,502 株の所有割合は、11.19%です。

(注 3) 取得する株式の総数は、本日付の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注 4) 取得価額の総額は、本日付の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注 5) 取得することができる期間は、未定です。

(注 6) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

なお、当社は、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて自己株式の取得に関する取締役会決議を行うことを予定しており、その内容の詳細については、決議後速やかにお知らせいたします。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

本自己株公開買付けは、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに実施することを予定しており、本日現在、当社は 2026 年 1 月中旬を目途に本自己株公開買付けを開始することを予定しております。本自己株公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本自己株公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合も、速やかにお知らせいたします。

当社は、本自己株公開買付けの買付け等の期間 (以下「本自己株公開買付期間」といいます。) を原則として 20 営業日とする予定です。

(2) 買付け等の価格

未定

(注) 上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、当社は、本日付の取締役会の書面決議により、本

自己株公開買付価格を、当社普通株式1株につき、本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とする予定であることを決議しており、正式には、本前提条件がいずれも充足され又は当社の裁量により放棄された後、実務上可能な限り速やかに、本自己株公開買付けが開始される時点で、改めて決議する予定です。正式な本自己株公開買付価格については、決定次第、速やかにお知らせいたします。

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例77件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計11件）を除く事例66件（ディスカウント率5%以上10%未満が3件、ディスカウント率10%が52件、ディスカウント率11%以上が11件ありました。）において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約7か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第370条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第459条第1項の規定による当社定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である2025年6月2日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,054円を上回る場合には3,054円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である118,095,402株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した118,095,502株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

② 算定の経緯

当社は、本自己株公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、当社普通株式の市場価格を基礎とすること、本自己株公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格とすることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、参考事例 77 件のうち、プレミアムを設定した事例又は株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例（合計 11 件）を除く事例 66 件（ディスカウント率 5%以上 10%未満が 3 件、ディスカウント率 10%が 52 件、ディスカウント率 11%以上が 11 件あり）において、ディスカウント率 10%が最多であったことを参考に、ディスカウント率 10%が一般的かつ合理的な水準と考え、本自己株公開買付けにおけるディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日から本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日まで約 7 か月の期間が経過することが想定され、その間の株価の変動可能性を踏まえると、当社普通株式の市場株価が大幅に上昇することにより、不測の資産の社外流出が発生する可能性も考えられるため、当社は、本自己株公開買付上限価格を設定することは当社にとって望ましいと判断いたしました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日付で、会社法第 370 条及び当社定款の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、同法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得を行う予定であること、その具体的な取得方法として本自己株公開買付けを行う予定であること、及び本自己株公開買付価格は本自己株公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去 1 か月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のいずれか低い方の価格に対して 10%のディスカウントを行った金額（小数点以下四捨五入。ただし、かかる金額が本自己株公開買付けの実施予定に係る取締役会決議日の前営業日である 2025 年 6 月 2 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,054 円を上回る場合には 3,054 円）とし、本自己株公開買付けの開始を公表する日に改めて決定すること、加えて、本自己株公開買付けにおける買付予定数については、豊田自動織機以外の株主からの応募の機会を確保することを考慮しつつも、基本的には豊田自動織機のみからの応募を想定していること、及び豊田自動織機からの自己株式取得という本自己株公開買付け実施の目的の範囲で資産の流出を最小限に抑える観点から、トヨタ不動産から提案を受けた応募対象株式と同数である 118,095,402 株（所有割合：11.19%）を買付予定数とし、買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元（100 株）を加算した 118,095,502 株（所有割合：11.19%）を上限とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	118,095,402 株	一株	118,095,402 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数（118,095,402 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（118,095,402 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）（以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本自己株公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本自己株公開買付

期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

360,663,357,708 円 (予定)

(注) 上記(4)の買付予定数(118,095,402株)に本自己株公開買付上限価格(3,054円)を乗じた金額です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号(予定)

② 決済の開始日
未定

(注) 決済の開始日については、本自己株公開買付期間の最終日から16営業日後の日を予定しております。具体的な日程については、決定次第お知らせいたします。

③ 決済の方法

本自己株公開買付期間終了後遅滞なく、本自己株公開買付けによる買付け等の通知書を本自己株公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i) 個人株主が本自己株公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%の額が源泉徴収されます

(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉

徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本自己株公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本自己株公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii) 法人株主が本自己株公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなざることとなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

決済の方法に係る上記の内容は変更の可能性もあるため、本自己株公開買付けの開始時におけるお知らせの内容をご参照ください。

(7) その他

- ① 本自己株公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本自己株公開買付けに応募することはできません。また、本自己株公開買付けにかかる公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本自己株公開買付けへの応募はお受けしません。本自己株公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保

証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本自己株公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 豊田自動織機買付者プレスリリースによると、トヨタ不動産及び豊田自動織機間の本日付公開買付合意書において、豊田自動織機公開買付けが成立し、その決済が完了することを前提として、当社が本自己株公開買付けを開始した場合には、豊田自動織機は、その所有する当社普通株式の全部（118,095,402株、所有割合：11.19%）を本自己株公開買付けに応募することを合意したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。
- ③ 当社は、2025年4月30日付で、「中期経営計画 26/3期～28/3期」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。
- ④ 当社は、本日付で、「公開買付けへの応募及び当社個別決算における特別利益の計上見込みに関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考）2025年3月31日現在の自己株式の所有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	1,055,664,195株
自己株式数	6,505,353株

以 上